

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**）（縮減）

（国土交通省・環境省）

制 度 名	建設廃棄物の再資源化施設等に係る特例措置		
税目（条文番号）	再商品化設備等の特別償却 所得税（租税特別措置法第 11 条の 6、施行令第 6 条の 2） 法人税（租税特別措置法第 44 条の 6、施行令第 28 条の 8）		
見直しの内容	<p>現行の再商品化設備等の設置に対する特別償却（初年度に取得価格の 14/100）を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設混合廃棄物選別装置（廃止） 		
	増収見込額 （平年度）	7 0 7 百万円	
廃止又は縮減の理由	<p>建設混合廃棄物選別装置の設置が進み、近年の適用実績が減少しており、税制措置を講じる有効性が少なくなってきたため。</p>		